

議案第101号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市職員不祥事防止対策検討委員会の項及び大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議の項を削り、同表教育委員会の部大津市通学区域審議会の項の次に次のように加える。

大津市教科用図書 選定審議会	市立小学校及び中学校 で使用する教科用図書 の選定のために必要な 事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、 教育関係団体から選 出された者及び教育 委員会が指名する市 職員
-------------------	--	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第1条 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第38条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第39条の4第2項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第39条の5第1項中「147分の11」を「121分の11」に改める。

第53条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第55条の2第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第60条及び第62条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第88条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中

「2, 500円」を「3, 700円」に改め、同条第2号ア中「2, 400円」を「3, 600円」に、「3, 100円」を「3, 900円」に、「5, 500円」を「6, 900円」に、「7, 200円」を「10, 800円」に、「3, 000円」を「3, 800円」に、「4, 000円」を「5, 000円」に改め、同号イ中「1, 600円」を「2, 400円」に、「4, 700円」を「5, 900円」に改め、同条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第5条の3の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第7条の3の3を削る。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第18条の2第1項中「第38条及び」を「第38条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第18条の2の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の

11第1項」に改める。

附則第18条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第23条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

(大津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項の改正規定を削る。

附則第1条第1号中「次条第1項」を「附則第18条の6の改正規定（同条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）及び次条第1項」に改め、同条第2号中「附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4」を「附則第7条の4」に改め、「附則第18条の6の改正規定」の次に「（同条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第3項中「附則第6条、第6条の2、第7条の4」を「附則第7条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大津市市税条例第39条の4第2項及び第39条の5第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中大津市市税条例附則第5条の3の2及び第6条の改正規定、附則第6条の2及び第7条の3の3を削る改正規定並びに附則第18条の2の3第2項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中大津市市税条例第88条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）

の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中大津市市税条例附則第23条の2の改正規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中大津市市税条例第28条、第53条、第55条の2第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第4条及び第5条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）

の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中大津市市税条例第38条第5項並びに附則第18条の2第1項及び第18条の2の2第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(7) 第1条中大津市市税条例第60条及び第62条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第5条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第18条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第38条第5項及び附則第18条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条の2の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第39条の4第2項及び第39条の5第1項の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第88条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第88条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第88条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第88条	大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
新条例附則第16条の表	第88条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第15項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例

第1条 大津市スカイプラザ浜大津条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条関係）

室名	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
スタジオ1	30分につき 1,270円	30分につき 1,910円
スタジオ2	30分につき 740円	30分につき 1,110円
練習室1	30分につき 250円	30分につき 380円
練習室2	30分につき 140円	30分につき 210円
練習室3	30分につき 70円	30分につき 110円
練習室4	30分につき 190円	30分につき 290円

備考 使用者がスタジオ1又はスタジオ2を練習等のために使用する場合の利用料金の上
限額は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、
10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第2条 大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,270円」を「1,310円」に、「1,910円」を「1,970円」に、
「740円」を「770円」に、「1,110円」を「1,160円」に、「250円」を

「270円」に、「380円」を「400円」に、「140円」を「150円」に、「210円」を「230円」に、「70円」を「80円」に、「110円」を「120円」に、「190円」を「200円」に、「290円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市伝統芸能会館条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市伝統芸能会館条例の一部を改正する条例

大津市伝統芸能会館条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
能楽ホール	6,290円	6,290円	6,290円	9,440円	9,440円	9,440円
会議室	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室(1)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(2)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(3)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(4)	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室(5)	520円	520円	520円	790円	790円	790円

別表第3項を削り、同表第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「第1項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第106号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「116の3」を「116の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「及び大津駅南口公共駐車場」を「、大津駅南口公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場」に改め、同項中「平成25年11月1日から同年12月31日まで」を「平成26年8月1日から同年11月30日まで」に、「」とするを「」と、同表膳所駅前公共駐車場の項中「150円」とあるのは「150円（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が900円を超える場合における当該超える日については、900円を上限とする。）」とするに改める。

附則第3項中「平成25年11月1日前」を「平成26年8月1日前」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第36条―第43条）」を
「第5章 避難管理（第36条―第43条）」を
第5章の2 屋外催しに係る防火管理
条）
に改める。
（第43条の2・第43条の3）」

第19条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、
第9号の次に次の1号を加える。

(10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に
あつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第20条第2項中「第9号」を「第10号」に改める。

第21条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第22条第2項及び第23条中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第43条の2 消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しの
うち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令
第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生

した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防局長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を当該防火担当者に作成させた上、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を所轄消防署長に提出しなければならない。

第46条に次の1号を加える。

(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の1号を加える。

(4) 第43条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

を含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第43条の2及び第43条の3の規定は、適用しない。

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 1 5 年 未 満	1 5 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上 3 0 年 未 満	3 0 年 以 上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新

条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

議案第110号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 小松小学校、木戸小学校、葛川小学校及び比叡平小学校空調設備設置工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市南小松、荒川、葛川中村町及び比叡平一丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 150,098,400円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市晴嵐一丁目3番15号
株式会社ケイテック |

議案第111号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- 1 工 事 名 小野小学校、伊香立小学校、真野小学校及び真野北小学校空調設備設置工
事
- 2 工 事 場 所 大津市水明一丁目、伊香立生津町、真野四丁目及び緑町
- 3 工 事 概 要 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 187,682,400円
- 6 契約の相手方 大津市二本松5番13号
有限会社昭和設備工業

議案第112号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 堅田小学校、仰木小学校、仰木の里小学校及び仰木の里東小学校空調設備
設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市本堅田三丁目、仰木四丁目、仰木の里四丁目及び仰木の里東六丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 228,862,800円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市大門通13番9号
桐田設備工業株式会社 |

議案第 1 1 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 雄琴小学校、日吉台小学校、坂本小学校及び下阪本小学校空調設備設置工
事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市雄琴二丁目、日吉台三丁目、坂本三丁目及び下阪本四丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式
排水設備工事 一式
換気設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 2 0 2 , 2 8 4 , 0 0 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市におの浜三丁目 1 番 5 1 号
関西設備工業株式会社 |

議案第114号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 唐崎小学校、志賀小学校及び藤尾小学校空調設備設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市際川四丁目、南志賀一丁目及び茶戸町 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 195,480,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市皇子が丘二丁目6番13号
アマナエレン株式会社 |

議案第 115 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 逢坂小学校、膳所小学校、富士見小学校及び晴嵐小学校空調設備設置工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市音羽台、中庄二丁目、富士見台及び光が丘町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 299,052,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 株式会社テクノ菱和 |

契約締結者

大津市中央三丁目 2 番 29 号

株式会社テクノ菱和滋賀営業所長

議案第116号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 石山小学校、南郷小学校、大石小学校及び田上小学校空調設備設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市石山寺三丁目、南郷一丁目、大石東七丁目及び里五丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 265,658,400円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市別保一丁目15番7号
株式会社林田工業所 |

議案第117号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 青山小学校、瀬田南小学校、瀬田東小学校及び瀬田北小学校空調設備設置
工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市青山三丁目、三大寺、一里山二丁目及び大將軍一丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
ガス設備工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 282,439,440円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市大江七丁目9番9号
株式会社内田設備工業 |

議案第118号

工事請負契約の変更について

平成26年3月14日に市議会の議決（議案第58号）を経て株式会社内田組との間に締結した大田廃棄物最終処分場（第2期）土木工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「504,122,400円」を「508,609,800円」に変更する。

2 変更する理由

国による公共工事設計労務単価の改定により労務単価が大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため

議案第119号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市営住宅の施設の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方



2 損害賠償の額

1, 915, 488円

(参考)

平成25年9月24日頃、市営住宅中央団地において、当該市営住宅の建物に敷設されている排水管から漏水したことにより、同建物1階及び2階の相手方所有の店舗が損傷したもの